

## 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

- 軽度者（要支援1・2、要介護1\*）の方は、車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフトつり具の部分を防ぐ）、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）の利用は、原則認められていません。しかし、様々な疾患などによって厚生労働大臣が定める状態像に該当する方【表2参照】については例外的に福祉用具の貸与が認められています。（\*自動排泄処理装置は要介護2・3も含む）
  
- 利用者よりサービス利用の相談があった場合まずケアマネジャーが必要性を判断福祉用具貸与費の算定が可能となる利用者の状態像については【表1】と【表2】を参照。
  
- プラン作成時に福祉用具の必要性をアセスメントに記載する。
  
- 使用が想定しにくい状態像等
  - ・車いす→つかまらないで歩けるが、外出時に不安がある。
  - ・特殊寝台→腰椎圧迫骨折の腰痛があり、立ち上がりにくい。  
変形性膝関節症で立ち上がりにくい。  
下肢筋力低下でふらつきがある。
  
- 『指定（介護予防）福祉用具貸与理由書』  
理由書の医師の医学的所見の【当該利用者の具体的状態像】の欄に「特殊寝台が必要である」といった記載が見受けられますが、この欄では福祉用具が必要な理由ではなく、医学的な所見から利用者が例外的貸与基準に当てはまる状態であることが具体的にわかるような記載が必要です。医師には貸与の必要性の判断を求めるものではなくあくまで状態像を確認してください。
  
- サービス利用前に地域包括支援センターへ相談

【表1】 例外給付可否の判断基準（厚生労働省第94号利用者等告示第31号のイで定める状態像に該当する方）

| 対象外種目  | 状態像（例外給付が認められる者）                    | 認定調査の基本調査結果  |
|--|-------------------------------------|--|
| ア 車いす及び<br>車いす付属品                            | 次のいずれかに該当する者                        |  |
|  | (1) 日常的に歩行が困難な者                     | 基本調査1-7(歩行)「できない」  |
|  | (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者     | * ケアマネジャー等が判断  |
| イ 特殊寝台及び<br>特殊寝台付属品                          | 次のいずれかに該当する者                        |  |
|  | (1) 日常的に起きあがり困難な者                   | 基本調査1-4(起き上がり)「できない」   |
|  | (2) 日常的に寝返りが困難な者                    | 基本調査1-3(寝返り)「できない」   |
| ウ 床ずれ防止<br>用具 及び<br>体位変換器                    | 日常的に寝返りが困難な者                        | 基本調査1-3(寝返り)「できない」   |
| エ 認知症老人<br>徘徊感知機器                            | 次のいずれにも該当する者                        |  |
|  | (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 | 基本調査3-1(意志の伝達)「できる」以外<br>または<br>基本調査3-2～3-7のいずれか「できない」または<br>基本調査3-8～4-15のいずれか「ない」<br>以外<br>その他、主治医意見書に認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む |
|  | (2) 移動において全介助を必要としない者               | 基本調査2-2(移動)「全介助」以外   |
| オ 移動用リフト<br>(つり具部分を除く)<br>(昇降座椅子を含む)<br>(注1) | 次のいずれかに該当する者                        |  |
|  | (1) 日常的に立ち上がりが困難な者                  | 基本調査1-8(立ち上がり)「できない」   |
|  | (2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者            | 基本調査2-1(移乗)「一部介助」または「全介助」  |
|  | (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者         | * ケアマネジャー等が判断  |
| カ 自動排泄処理<br>装置（尿のみを自動的に<br>吸引するものを除く）        | 次のいずれにも該当する者                        |  |
|  | (1) 排便が全介助を必要とする者                   | 基本調査2-6(排便)「全介助」   |

- \*ア(2)及びオ(3)については、該当する認定結果がないため、「主治医から得た情報」及び「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」によりケアマネジャー等が判断します。

注1 昇降座椅子は「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断します。昇降座椅子は「床からの昇降」を補助するものであるため、床からの「移乗」を評価して下さい。

【表2】医師の医学的な所見と事例内容

|       | 状態像  | 必要福祉用具           | 事例内容   |
|-------|--|------------------|--|
| 状態の悪化 | I) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者            | 特殊寝台             | ・パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症状の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって告示で定める福祉用具が必要な状態となる。         |
|       |  | 床ずれ防止用具<br>体位変換器 |  |
|       |  | 移動用リフト           |  |
|       |  | 特殊寝台             | ・重度のリウマチで関節のこわばりが朝方に強くなり時間帯により告示で定める福祉用具が必要な状態となる。                                     |
|       |  | 床ずれ防止用具<br>体位変換器 |  |
|       |  | 移動用リフト           |  |
| 急性増悪  | II) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者           | 特殊寝台             | ・末期がんで認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短時間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。                              |
|       |  | 床ずれ防止用具<br>体位変換器 |  |
|       |  | 移動用リフト           |  |
| 医師禁忌  | III) 疾病その他の原因により、身体状況への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者 | 特殊寝台             | ・重度の喘息発作で特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。          |
|       |  | 特殊寝台             | ・重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。          |
|       |  | 特殊寝台             | ・重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。 |
|       |  | 床ずれ防止用具<br>体位変換器 | ・脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用の必要性を医師からも指示されている。                  |
|       |  | 移動用リフト           | ・人工股関節術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。                   |